

環境影響評価制度のあり方について

中間とりまとめ ～ 概要版 ～

制度見直しに当たっての基本的考え方

名古屋市では、昭和 54 年に名古屋市環境影響評価指導要綱を、平成 11 年に名古屋市環境影響評価条例を施行し、環境影響評価手続が実施されたことにより、市域の環境保全に一定の成果をあげてきた。

平成 23 年 4 月に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律では、事業の早期段階における環境配慮を図るための配慮書手続の新設、事業者による方法書段階における説明会の義務化等の制度拡充の規定が盛り込まれた。

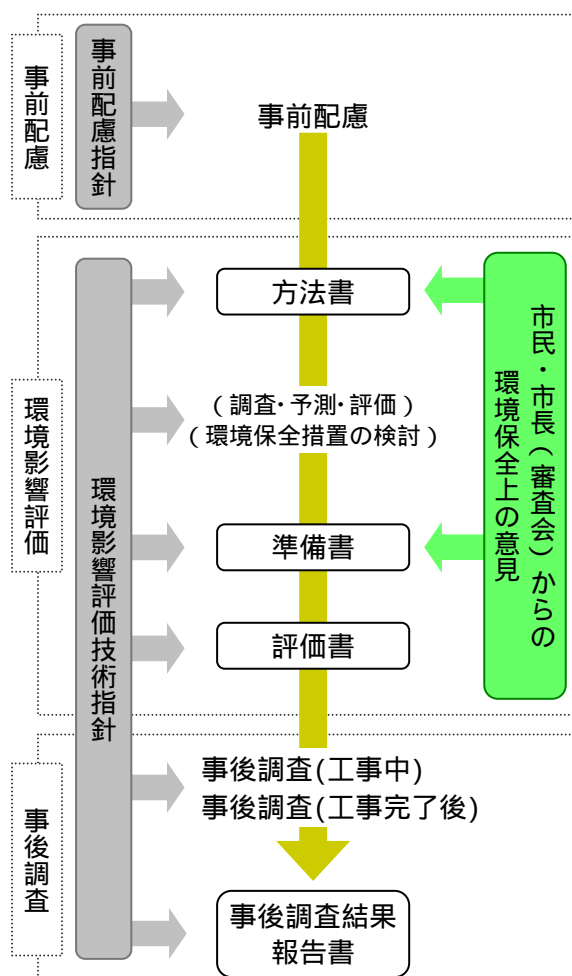
一方、近年の市の環境行政の動向を見ると、2050 年の社会を見据えた「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」及び「生物多様性 2050 なごや戦略」の 3 つの中長期的な戦略を策定し、具体的な施策・事業を展開していくこととしている。また、条例の制定から 10 年以上が経過し、制度面・運用面の規定の見直し、改善が必要な事項も見受けられる。

このような現状を踏まえ、今後の環境影響評価制度をより実効性の高いものとしていくことが必要である。

なお、事業者自らが環境影響評価及び事後調査等を行うこと、また、市長が環境影響評価に係る情報公開と市民参加について主体的に行うことについては、制度が定着していることを踏まえ、今後も引き続き維持していくことが適当である。

現行制度の概要と課題

現行制度の手続の流れ



背景と課題

1 より早い段階での環境配慮制度

- ・事前配慮制度では、事業計画の立案段階における情報公開と市民参加を制度化していない。また、複数案が検討される内容となっていない。
- ・改正法で配慮書の手続が新設された。

2 現行制度の検討課題

- ・改正法で方法書要約書の作成、方法書説明会の開催が義務付けられた。
- ・図書の縦覧者数、意見の提出件数が近年減少傾向にある。
- ・説明会の開催について市長が助言できる仕組みがない。
- ・工事の長期化・長期中断の場合、環境影響が適切に公表されない。
- ・事業内容の変更に係る環境影響を適切に把握できない。
- ・事後調査結果の妥当性について、技術的、専門的な見地からの検証が不十分である。

3 環境影響評価の技術手法等

- ・最新の科学的知見や第 3 次名古屋市環境基本計画の内容が反映されていない。
- ・環境負荷の低減が図られるリプレース事業でも早期に供用されない。

4 法との関係

- ・改正法で事後調査の報告書の制度が規定された。

1 より早い段階での環境配慮制度の導入

- 改正法で導入された配慮書手続に準じた制度を市条例の対象事業について導入して、環境配慮を促進する。

制度の概要

(1) 制度の対象

- ・ 市条例の対象事業全てを対象とする。
- ・ 事業者は配慮書を事業計画の立案段階で作成する。

(2) 配慮書に記載すべき内容（調査・予測等の手法）

- ・ 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況、複数の案について計画段階配慮事項ごとに調査・予測・評価の結果を取りまとめて比較したもの、環境配慮方針を記載する。
- ・ 個々の事業の特性等に応じた柔軟な制度とすることが望ましく、ゼロ・オプション、事業実施想定区域、施設の配置等の様々な要素のうち、事業者において環境保全の観点から検討可能な要素の複数案を対象に比較評価を行う。
- ・ 調査・予測は、原則として既存資料をもとに実施し、情報の蓄積が不十分な場合には必要に応じて現地調査を実施する。

(3) 配慮書の手続（配慮書の周知、市民意見の提出）

- ・ 市長が告示・縦覧を行う（30日間）。市民が環境の保全の見地からの意見を市長に提出し（45日間）。市長が事業者にその意見を送付する。
- ・ 事業者による図書の閲覧を義務付ける。
- ・ 事業者は適切な方法による周知、説明会の開催に努める。

(4) 名古屋市環境影響評価審査会の役割、配慮意見書の送付

- ・ 市長は、市民意見を踏まえて、配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（配慮意見書）を作成し（90日以内）、事業者に送付する。
- ・ 配慮意見書の作成にあたっては、必要に応じて、審査会に意見を求める。

(5) 方法書以降の手続段階への反映

- ・ 方法書には、配慮書に対する市民意見の概要及び配慮意見書に記載された意見、事業者の見解、環境配慮の内容を記載する。
- ・ 配慮書に記載された調査・予測等の結果は方法書以降の環境影響評価で利用できる。

(6) その他

- ・ 配慮書に記載されるべき内容についての考え方や技術的な手法について、環境影響評価技術指針の中に新たに規定する。

2 現行制度の検討課題への対応

■ 環境影響評価におけるコミュニケーションの充実

- 方法書要約書の作成、方法書説明会の開催を義務付ける。
- 図書の電子縦覧を制度化するとともに、市民のニーズにあった効率的かつ効果的な縦覧を実施する。
- 電子メール、FAX、ウェブ入力フォーム等による意見提出方法を検討する。
- 事業者による説明会について、開催日時や場所についてあらかじめ市長が助言できる仕組みにするとともに、関係地域外の市民に対しても市長の責任で積極的に周知する。

■ 手続の見直し

- 事後調査の手続の考え方を見直す。
 - ・ 工事が長期間に及ぶ場合、事業者が定期的に調査結果を報告する規定を設ける。
 - ・ 事後調査を工事中と存在・供用時に区分し、施設の一部供用を開始する際に存在・供用時の事後調査を開始する仕組みとする。
 - ・ 施設の一部供用が長期間に及ぶ場合等、必要と認められる時期にも調査を行いその結果を報告する規定を設ける。
- 市条例施行細則に規定する変更の諸元や軽微な変更等の考え方を見直す。

■ 事後調査結果に関する審査会の役割

- 事後調査結果に関しても積極的に審査会を活用する。

■ 対象事業

- 市域における社会情勢の動向を踏まえ、当面、現行の対象事業の種類と規模要件で運用しつつ、今後、必要に応じて見直しを行うことが望ましい。

3 環境影響評価の技術手法等の見直し

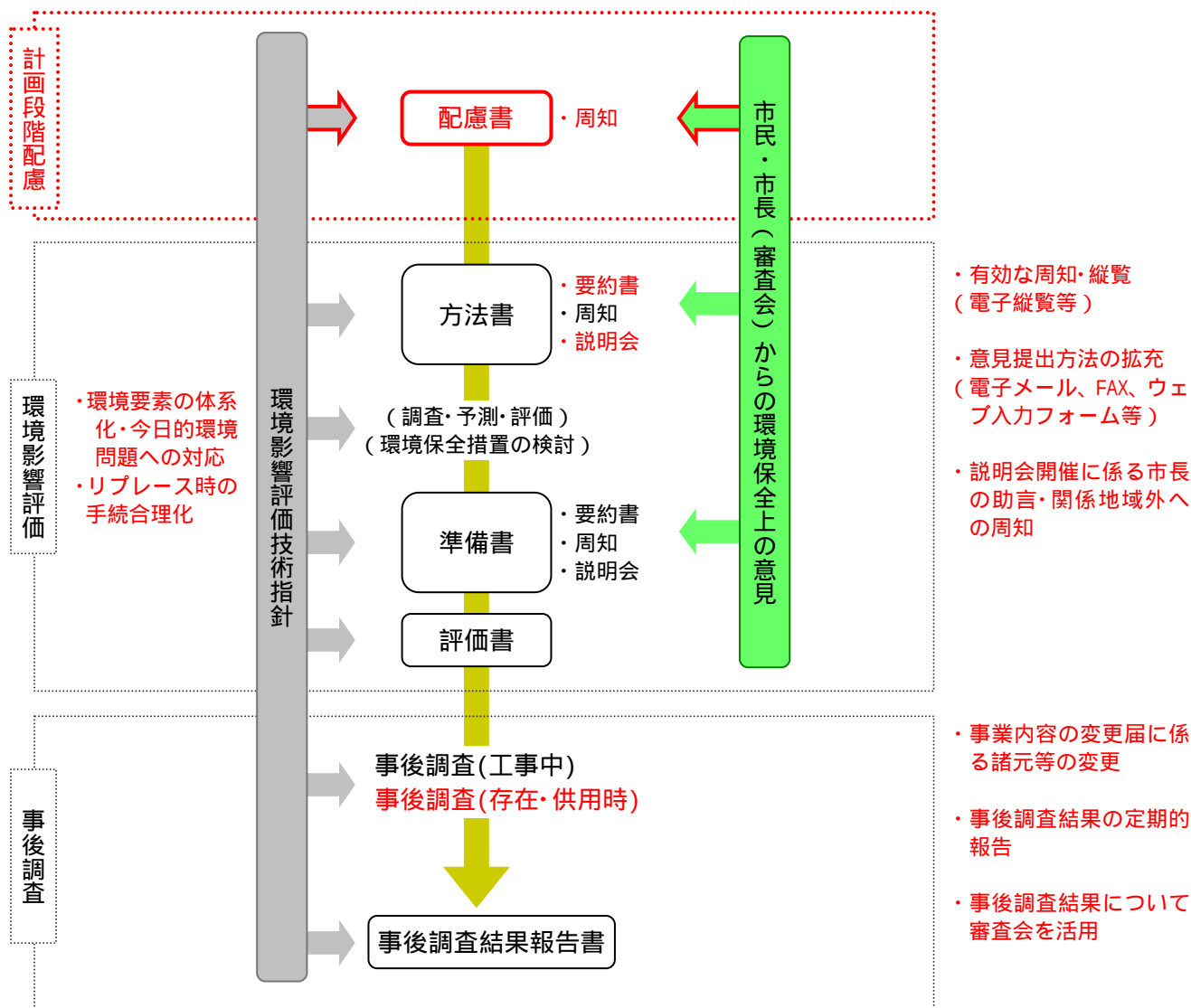
- 第3次名古屋市環境基本計画の考え方に応じた環境要素の体系化を図り、現行では対応できていない水循環、生物の多様性の保全等の視点を盛り込むことを検討する。
- リプレースにより環境負荷の低減が図られる事業については、調査等の簡略化により環境影響評価の期間の短縮が図られるよう、技術指針を見直す。

4 環境影響評価法との関係

- 改正法の配慮書手続を行わない事業者は、市条例の配慮書手続を行う。
- 法対象事業者は、市条例の事後調査手続を行う。

今後の制度の概要

(赤字・赤線は現行制度からの変更点)



将来的な検討課題

- 政策決定や上位計画の策定段階における戦略的環境アセスメント制度の導入に向けた研究
- 新制度の施行状況を点検し、市を取り巻く自然的・社会的な環境変化の動向を踏まえ、必要に応じ制度見直しを継続(適切な対象事業の種類と規模要件のあり方を引き続き検討)
- 市域における緑地等を適切に保全し、都市における生物多様性を維持・改善していくため、より実効性のある施策の推進

環境影響評価制度のあり方について 中間とりまとめ ～ 概要版 ～

名古屋市環境局地域環境対策課環境影響評価係
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052-972-2697

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。